

(社)土木学会四国支部
ホームページ編集委員会内規

(目的)

第1条 土木学会四国支部ホームページ編集委員会(以下委員会という)は、土木学会四国支部(以下支部という)の広報活動をホームページを活用して積極的に推進することを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は支部長、幹事長の意を受けて次の業務を行う。

1. ホームページを利用した広報活動の企画立案および管理運営
2. ホームページを利用した支部会員への情報提供
3. ホームページを利用した会社一般への広報
4. 幹事会並びに各委員会への記事作成、更新の依頼
5. 以上の事柄に係わる計画・成果の支部長および商議員会への報告

(組織および構成)

第3条 委員会の組織および構成は次のようにする。

1. 委員長(1名) 委員(10名以内) 幹事(若干名)で構成する
2. 委員長は支部長がこれを委嘱する
3. 委員・幹事は会員のなかから委員長が選任する
4. 各地区幹事長は委員になるものとする
5. 事務局より幹事若干名を選任する
6. 委員会は必要に応じ、期限を限って専門部会をおくことができる
7. 専門部会は部会長および部員から構成される
8. 部会長は委員のなかから、委員長が委嘱し、部員は部会長が選任する

(存続期間および任期)

第4条 委員会は常置の委員会とし、委員の任期は特には定めない。

(運営要領の制定)

第5条 委員会は運営要領を定め商議員会に諮らなければならない。

(変更)

第6条 本内規は商議員会に諮り変更することができる。

(付則) 本内規は平成10年 月 日から施行する。